

エコポイント事業における環境寄附対象団体の募集について（募集要領）

地球温暖化対策の推進、経済の活性化、地上デジタル放送対応テレビの普及促進を目的として、平成21年度補正予算事業として実施する「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」（以下、エコポイント事業）について、同事業に基づく環境寄附の対象となる団体を以下のとおり募集いたします。

1. エコポイント交換商品と環境寄附の関係

エコポイント事業において環境寄附が行われる場面は、以下の2つがあります。

- ① エコポイント交換商品等の提供事業者が、商品券等の提供要件として、又は任意に行う環境寄附
- ② エコポイント対象家電購入者が、取得したエコポイントの交換の選択肢の一つとして行う環境寄附

2. 寄附対象となる団体等の要件と選定

（1）寄附対象の要件

エコポイント事業における環境寄附の対象は、A. 一般寄附、及びB. カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るもの、の2つです。

A. 一般寄附

① 個別団体に係る要件

以下の要件を満たす団体を寄附対象として募集します。

- ア. 寄附対象とする活動が環境保全全般又は特定の環境分野について直接的に環境を改善、保全、創出するものであること。
- イ. 中間支援団体（※）にあつては、上記の活動を円滑に行う観点から、助言・情報支援をする活動を行うものであること。

※中間支援団体とは、環境保全活動を行っている団体に対して、各種支援を行う団体をいう。

【活動ジャンル例】

- ・ 地球温暖化防止
- ・ リサイクル・廃棄物対策
- ・ 自然保護・生物多様性保全
- ・ 森林の保全・緑化
- ・ 大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策
- ・ 環境教育・学習・人材育成
- ・ グリーン購入

- ウ. 国内に事務所を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等の

非営利団体又はこれに準ずる団体（※）であること。

※これに準ずる団体：下記を整備していること。

－ 一定款・寄附行為に準ずる規約

－ 役員名簿

－ 決算書類（法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の３点）

－ 事業報告書（ホームページ等で広く事業報告を公開していること。）

エ. 団体としての活動実績が２年以上あること。

オ. 平成 19 年度及び平成 20 年度の決算額並びに平成 21 年度の予算額を平均した年間財政規模（年間総収入）が 100 万円以上であること。

② 助成もしくはトラスト等の団体に係る要件

他の団体に対して助成を行う団体もしくは自らがトラストを目的とした土地購入等を実施する団体であって、以下の要件を満たすものを寄附対象として選定します。

ア. 助成団体は①ア及びイを満たす団体に対して助成を行っていること。

イ. 単一の企業の設立によるものでないこと

ウ. 助成又はトラスト団体としての活動実績が３年以上あること。

エ. 客観的な基準及び方法により、助成対象団体もしくはトラスト実施地を選定していること。

オ. 平成 19 年度及び平成 20 年度の決算額並びに平成 21 年度の予算額を平均した年間の助成額又はトラスト実施額が 30 万円以上であること。

③ ①②の団体に共通に求められる要件

ア. エコポイント事務局ないしは寄附者等からの問い合わせについて、確実かつ速やかに連絡が取れる体制を有すること。

イ. 団体としてのホームページを有し、活動の結果について、別に定める様式に基づき、事務局及び寄附の提供者に報告を行うこと。

ウ. 特定の政治的ないしは宗教的な活動、組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。

エ. 健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

B. カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るもの

以下の要件を満たす活動を寄附対象（資金提供の対象）選定します。

ア. 温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、第三者機関によって定量的に認証されること。

イ. 国内事案においては地域振興等経済的な波及効果が見込まれること。

※国外の二酸化炭素削減・吸収も対象とすることができる。

ウ. 活動の結果について、事務局が定める様式に基づき、事務局及び寄附金の提供者に報告を行うこと。

【対象活動例】

- ・ 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー対策

- ・ 地域の森林の間伐や持続的管理、新規植林等の吸収源対策
- ・ 未利用の国産木質バイオマス資源等の活用による化石燃料の代替
- ・ 中小企業等におけるボイラー更新、照明機器の更新などの省エネルギー対策

(2) 寄附対象団体の選定等

① 寄附対象団体の選定

エコポイント事業における環境寄附の対象については、(1)の要件を満たす団体(「2.(1)B. カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るもの」に係る活動にあつては、当該活動を実施または当該活動に資金を提供する団体)について、事務局に設置された第三者委員会に諮った上で選定します。

なお、以下の要件を満たす団体については、(1)の要件(A①オ及びA②イ、オを除く。)を満たすものと判断します。

- ・ (1)A①の要件：特定公益増進法人及び認定 NPO 法人のうち、事業分野が環境であるもの。
- ・ (1)A②の要件：特定公益増進法人のうち事業分野が環境であるもの又は地方公共団体が設置する基金等であるもの。

② 寄附対象としての登録期間

一度寄附対象として登録された団体については、原則として登録時から本事業の終了時まで、継続的に寄附対象となります。ただし、毎年度、新たに提出された事業報告書等により要件に合致することが確認されることが必要です。

③ 寄附対象としての登録の取り消し

寄附対象としての要件を満たさなくなった場合は、寄附対象としての登録を取り消す場合があります。

3. 寄附対象団体の募集

寄附対象となる団体(「2.(1)B. カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るもの」に係る活動にあつては、当該活動を実施または当該活動に資金を提供する団体)の募集については、原則として年1回実施します。

第1回目の募集は下記のとおり行います。

募集期間：6月26日(金)～7月15日(水) 17：00(必着)

(注)提出方法は送付で書留郵便等の配達の記録が残る方法に限ります。

申請書類：・様式第1号、第2号または第3号(別紙)

- ・ 団体の定款・寄附行為又はこれに相当する規約
- ・ 理事会、役員会等団体の意思決定をする機関の構成員名簿
- ・ 最新の団体の収支計算(団体の総会等で提出したもの)
- ・ 最新の団体の事業報告書(団体の総会等で提出したもの)

- ・データ CD-ROM
- ・添付資料

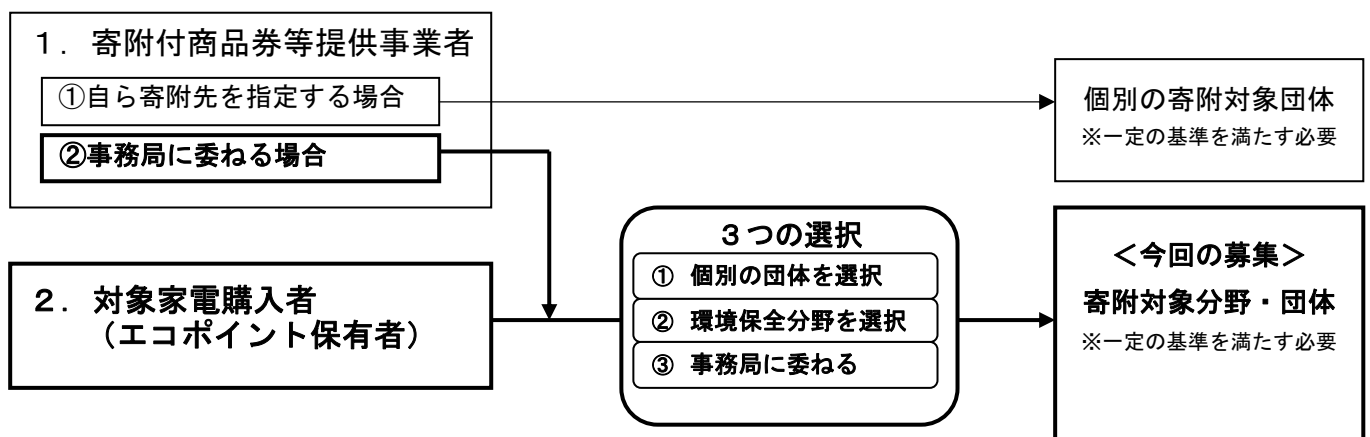
※部数等は別添「エコポイント寄附対象団体の募集に係る申請様式及び申請書の作成・提出に当たっての注意事項」をご覧ください。

申請書提出先： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省総合環境政策局環境経済課
「エコポイント環境寄附対象団体募集担当係」 宛

＜問い合わせ先＞ 03-3593-3638

＜参考１＞ 環境寄附対象団体の選択方法

エコポイント事業における環境寄附は以下のとおり整理されます。このうち、今回の寄附対象団体の募集に関わるのは太線で囲んだ部分です。



1. 商品券等提供事業者による寄附対象の選択

交換商品等を提供する事業者で環境寄附を行うものは、以下のいずれかから、環境寄附の対象を選択するものとします。

A. 自ら寄附先を指定する場合

交換商品等を提供する事業者であって、交換商品の応募の際に、自ら環境寄附の対象を指定したものにあつては、以下の要件を満たすことを条件に、当該指定した寄附先（以下「指定寄附先」という。）を実際の寄附先とすることができます。

- ア. 指定寄附先が2.（1）A（①オ及び②イ、オを除く。）又はBの要件を満たすこと。
- イ. 交換商品等提供事業者が行う指定寄附先への寄附が、これまでに行った寄附に加えて追加的に行われるものであること。
- ウ. 指定寄附先が、寄附を実施する交換商品等提供事業者と密接な関係を有し、寄附金が当該事業者に還流するものでないこと。

エ. 指定寄附先が2.(1)Bの要件を満たすものである場合、寄附の実施に先立ち、当該指定寄附先からクレジット管理者が発出するクレジット無効化の証明が提出されること、当該指定寄附先が「あんしんプロバイダー制度」等の第三者認証型のプロバイダー制度に参加していることその他の手段で指定寄附先のクレジット無効化が担保されていること。

B. 寄附先をエコポイント事務局に委ねる場合

交換商品等提供事業者は、以下のいずれかから選択することができます。

- ア. 本文の2.(2)の規定に基づき選定された団体のうちから、交換商品提供事業者が個別の団体を選択する。
- イ. 環境保全活動の分野（地球温暖化防止、自然環境・生物多様性保全等）のうちから寄付先の分野を選択する。
- ウ. 一切の選択を事務局に委ねる。

2. エコポイント保有者（対象家電購入者）による寄附対象の選択

家電購入者が、取得したエコポイントの交換の選択肢の一つとして自ら行う環境寄附については、上記「1. B. 寄附先をエコポイント事務局に委ねる場合」のア～ウのいずれかから選択できることとします。

＜参考2＞環境寄附額とその時期

選定された団体への環境寄附の額及び寄附の実施方法については、以下の2つの時点に分けて実施する予定です。

- ① エコポイント交換商品等の提供事業者が行う寄附額については、毎年度末終了後、当該事業者が予め申告した寄附率を当該交換商品に交換されたエコポイントの総量（送料・手数料相当分を除く。）に乗じて算出する。事務局が各事業者の寄附額を取りまとめ、寄附先団体毎の配分を行い、毎年度1回寄附を行う。
- ② エコポイントの交換商品として提供する環境寄附については、事務局が一月毎に集計し、毎月1回寄附を行う。

なお、本事業において環境寄附付きの商品券等への交換が全体の1/3程度、環境寄附率の平均が0.1%程度、寄付先を予め指定していない事業者が半分程度と見込んだ場合、エコポイント交換商品提供事業者からの環境寄附額は5千万円程度と試算されます。

これに加え、エコポイント交換商品としての環境寄附があり、この額を α 億円とすると、 $(0.5 + \alpha)$ 億円が今回の募集を行う環境寄附対象団体への寄附の原資となるものと考えられます。

事業報告用フォーマット

事業名	
対象分野 (いずれかに○)	a. 地球温暖化防止 b. リサイクル・廃棄物対策 c. 自然保護・生物多様性保全 d. 森林の保全・緑化 e. 大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策 f. 環境教育・学習・人材育成 g. グリーン購入 (活動内容が近いものを一つ選択してください)
エコポイント 寄附の 使用対象	(総額いくらの寄附をどのような活動内容に充てたのか 150 字以内厳守でご記入ください。)
成果と評価 指標	(上記の活動の結果、達成した内容をその評価指標とともに、出来るだけ具体的に 150 字以内厳守でご記入ください。)
今後の課題	(今後の課題と活動方針を 100 字以内厳守でご記入ください。)